

2022年6月20日

各 位

上場会社名 株式会社フルスピード
 (コード番号: 2159 東証スタンダード市場)
 本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号
 代 表 者 代表取締役社長 吉澤 竹晴
 問 合 せ 先 取 締 役 小宮山 雄己
 グループ戦略室長
 電 話 番 号 03-5728-4460 (代表)
 (URL: <https://www.fullspeed.co.jp/>)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は下記のとおりとなりますので、お知らせ致します。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2022年4月30日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が 上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
フリービット 株式会社	親会社	57.42	0.00	57.42	株式会社東京証券取引所 プライム市場

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置づけその他の上場会社と親会社等の関係

(1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係等

当社は、フリービット株式会社（以下「フリービット」といいます。）の連結子会社であり、同社が有する当社議決権の所有割合は2022年4月30日現在において57.42%となっております。当社はフリービットとの間で資本関係を維持し、フリービットのグループ企業としてのシナジーを活かし、協働体制を構築してまいります。フリービットグループは、同社を中核として、5Gインフラ支援事業、5G生活様式支援事業等を行っており、当社はその中で、法人顧客を対象に、テクノロジー&マーケティングの各種サービスを総合的に提供する会社として企業・クリエイター5G DX支援事業と位置付けられております。

なお、当社が2022年4月11日に公表しました「支配株主であるフリービット株式会社に

Full Speed

よる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」並びに 2022 年 5 月 31 日に公表しました「支配株主であるフリービット株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、フリービットが 2022 年 4 月 12 日から実施してございました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果、フリービットが所有する当社の議決権の数の合計は 133,929 個となり、株券等所有割合は 86.68%（注 1）となっております。

本公開買付けの結果、フリービットが所有する当社の議決権の数の合計が、当社の総株主の議決権の数の 90%未満にとどまったため、フリービットより、当社の株主をフリービットのみとするために、会社法第 180 条に基づき当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等を付議議案に含む臨時株主総会を開催することの要請を受けております。当該要請を受け、当社は、2022 年 8 月を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

人的関係については、2022 年 6 月 20 日現在、親会社との連携及び経営ノウハウの共有を目的として、当社取締役 9 名のうちフリービットの役職員との兼務者が 4 名、当社監査役 3 名のうち、フリービットの役職員との兼務者が 1 名であります。

（注 1）本公開買付け後のフリービットの株券等所有割合は、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象とされていたため、当社の 2022 年 4 月 30 日現在の発行済株式総数（15,571,000 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（120,346 株）を控除した株式数（15,450,654 株）に係る議決権の数（154,506 個）を分母として計算しております。

（2）親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は、フリービットから事業運営上の制約を受けることなく、自主性・独立性を確保して経営しており、企業価値及び株主全体の利益の持続的向上が実現されているものと考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

当社とフリービット及びその子会社との間において、当社のインターネットマーケティング関連の各種サービスの取引が行われておりますが、現在のところ、記載すべき重要な取引はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の適正性について、少数株主の利益を害することのないように努めております。

以 上